



▲夜間の安全・安心のために駐車場に防犯灯整備を

議員 教育委員会が提唱した「玄関灯を運くまでつける」は、地域防犯にも効果があると考える。さらに広

市は率先して暗い夜道、不安な場所の解消を

細井 幸雄 議員

議員 民間駐車場は防犯灯のない所が多く、夜道を歩く人に不安を与え、また、車上荒らしが横行する原因ともなっている。まずは①市の民間駐車場助成制度において、②土地開発公社が不動産業者を經由して民間駐車場としているものについて、防犯灯整備を行うべ

市民生活部長 なお一層の灯火促進を図るため、一声運動の実施を考える。

議員 夜間、無灯火で走る自転車が多く危険だ。点灯は事故防止だけでなく、街全体の雰囲気をよくし、安全・安心のまちづくりにつながると考える。灯火の実効性を高めるため一声運動を提案したい。さしあたり市内3駅の駐輪場から始められないか。

教育部長 玄関灯の点灯も含め、子どもたちの安全確保に地域ぐるみの協力が得られるよう努力したい。

議員 防犯灯の設備がしにくい実情がある。契約条項等の見直しを行い、不安な場所の解消に努めたい。

める手立ては。

きではないか。

市民生活部長 ①制度運営に当たり、防犯灯設置の協力をお願いしたいと考える。**都市整備部長** ②暫定利用のため契約が1年間であり、防犯灯の設備がしにくい実情がある。契約条項等の見直しを行い、不安な場所の解消に努めたい。

議員 分譲住宅の中につくられる道路に防犯灯が整備されていないものが見受けられる。本来的には開発業者の責務と考えるが、特に500平方メートル以上の開発行為については、法律、条例で防犯灯設置を指導すべきでは。

都市整備部長 現行法令において防犯灯設置を義務付けることは難しい。なお、道路管理者が防犯灯設置基準に基づき指導し、設置されている。

議員 現行法令で難しいならば、宅地開発指導要綱をさらに整備し、周辺住民の安全と市の経済性にかなう適切な指導を要望する。

は今後の課題とする。

福祉部長 ⑥市の管理施設は障害者専用駐車場を、現在、ほぼ設置しているが、一部未設置の施設も設置をしていく。また、屋根については、今後検討していく。

粗大ごみの日曜日収集を

議員 転入転出の引越しの際、日曜日の粗大ごみの収集があれば、引越し時に処理ができるので大変便利であり、不法投棄も減少するのではないかと。

市民生活部長 粗大ごみ置き場確保の問題が生じ、経費的にも増大するので、今は難しいことと考える。

安全な歩道橋への改善を

議員 美谷本小学校児童の通学路である新大宮ハイパス歩道橋を改修してほしい。**都市整備部長** 児童が安全に通行できるよう道路管理者に要望していきたい。

一般質問

市民による

文化芸術振興基金の制定を

齋藤 直子 議員

議員 戸田の文化は何か、住民、企業、市民等が歴史、資源、人を再発見、再評価し、創造環境を整えることが必要。取組の一つ「戸田人材の森」の進捗状況は。

議員 条例をきっかけに文化とは何か、皆で話し合い、住みたいまちにつながることを大事。条例制定の自治体では、制定前に、組織改正が行われているが、また、基本法第4条について、市長部局としての考え方もあわせて伺う。

教育長 登録者が講座を企画し、選定委員会で審議後14講座が公開講座として実施し、178名の受講者あり。平成18年度も実施予定。

議員 受講の仕組みをポイント制や単位制の検討を。市民との協働で文化芸術振興条例を策定してはどうか。

教育長 国の「文化芸術振興基本法」の施行後、条例制定の自治体が増えており、文化芸術振興は経済情勢に左右されがちなことから、条例の存在は施策を継続できき重要。市民の主体性を尊

重し、どのような立場で取り組んでいくか検討したい。

議員 条例をきっかけに文化とは何か、皆で話し合い、住みたいまちにつながることを大事。条例制定の自治体では、制定前に、組織改正が行われているが、また、基本法第4条について、市長部局としての考え方もあわせて伺う。

教育長 市民の文化芸術の活動が活発になるような方向性を、財団法人とともに位置付けの検討も必要である。

総務部長 文化芸術は、文化行政の重要な一つとしてとらえ、文化会館を拠点に推進し、あわせて基本法の内容を考慮し、

文化行政は総合行政であることから、関係部署と調整し、進めていきたい。

議員 文化芸術振興基金を設置しては、学校の楽器購入や指導者の派遣、大会出場援助等の様々な利用が考えられると思うが、競艇の分配金を財源にしたり、市民メセナ基金等、企業や市民からの寄付を募ったり等工夫している自治体もあるので検討を。

教育長 財源確保は重要だが、基金の機能から考えると、現行の金利から事業支援の継続性を求める期待は低く、多様な財源を想定した基金等を研究したい。



▲文化会館を拠点に文化芸術の振興を

“優しさ”を感じる施設整備へ改善を

手塚 静枝 議員

議員 多数の方が訪れ利用される市庁舎や公共施設は、誰にとっても快適な施設整備へ改善してほしい。①2階正面玄関入口までのエスカレーターを設置。②現在のエレベーターまでの誘導案内板の改善。③障害者対応駐車スペースに屋根の設置。④庁舎東側入口に障害者対応の駐車スペースの増設。⑤庁舎入口に障害者駐車場の誘導の路面表示とカラーで区別した歩車道表示の設置。⑥福祉センター等の公共施設にも障害者対応の

駐車スペースと屋根の設置。

総務部長 ①エスカレーター設置には多くの問題をクリアする必要がある。改修の経費を思慮すると、厳しい状況と考える。②市民にわかりやすい案内板へ改善したい。③景観や設置方法など、今後調査・検討する。④庁舎東側に駐車スペースを増設中である。⑤事故防止と安全な誘導を行うため、警備員を配置している。歩車道表示は平成16年度に実施しており、カラー舗装



▲2階正面玄関にエスカレーターを



耐震診断補助制度の利用促進対策は

望月 久晴 議員

議員 大地震の被害を最小限にとどめ、震災に強いまちづくりを進める上で、最も重要なことは建物の耐震である。本市では昨年4月



▲耐震診断補助制度をご利用ください

から耐震診断補助制度がスタートしたが、今日までの利用がわずか1件である。せっかくつくった制度が十分生かされていない。新年度を迎えるに当たって、利用促進策をどう検討しているのか。

都市整備部長 宣伝が不足していたので、広報や市のホームページに掲載したり、パンフレットを配布したりしてPRに力を入れた。

今までは市内の設計事務所に限定していたが、平成18年度から市外の業者も認めることとした。相談者に図面を持参していただき、パソコンを利用した「簡易耐震診断」を職員が実施し、改修の目安にしようとも考えていきたい。

議員 耐震診断補助制度の対象が18年度から共同住宅にも拡大されるが、昭和56年以前の建物に限定している制限をなくすべきでは。

都市整備部長 当面は昭和56年以前の建物に限定したい。しかし、国は10年後に耐震化率を90%に引き上げる目標を打ち出した。国は県に耐震化計画の策定を義務付けている。こうした国・県の動向を見ながら検討していきたい。

公契約条例の制定を

議員 公共工事等において、末端の労働者の生活を守るため、条例で賃金の最低基準を定める公契約条例を制定してはどうか。

総務部長 地方公共団体が発注する建設工事や業務委託等における賃金、労働時間等は雇用者と被雇用者の間で決定すべき事項であるので公契約条例は考えていないが、労働基準法や県の積算賃金が守られるよう指導を強めたい。